

社協だより ONAGAWA



～関心の高さを感じた出前講座～

令和6年2月、上三区のお茶会で「包括出前いきいき講座」が開催されました。

今回は上手な医療のかかり方と題し、講師に女川町地域医療センター阿部事務長と女川町地域包括支援センター鈴木管理者にお話しを伺いました。

女川町では、かかりつけ医が女川町地域医療センターという住民の方が多く、参加した皆さんも熱心にお話を聞いていました。お話の中では、現在の地域医療センターの体制や受診の仕方、夜間や休日の相談窓口についてなど、詳しい説明を聞く事が出来ました。

夜間や休日のいざという時に、体調不良になった時は誰にお願いするかなど、家族や親族、遠方にしか親族がない方はご近所さんや知り合いなどと話し合っておくことで緊急時の不安解消にもつながります。

日頃から地域との繋がりを持つことの大切さを感じた出前講座となったようです。

この広報誌の発行には、皆様から頂戴した会費と共同募金からの配分金を使わせていただいております。

4
APRIL.2024



会員加入のお願い



社協会員とは？

本会では、社協会員へのご協力ををお願いしております。普段、社会福祉活動に参加することが難しいという場合であっても、会員として会費を納入いただくことで地域福祉活動を支え、その活動へかかわるということにつながっています。

現在、町民の皆様には一般会員として地域福祉活動に参画を得ており、会費は町内全世帯から各行政区を通じて頂戴しています。

また、企業や団体・個人の方からは、賛助会員又は特別会員への加入並びに会費納入のご協力ををお願いしています。賛助会員又は特別会員になられた皆様につきましては、社協だよりにお名前を掲載させていただきます。

さらに、企業や団体で会員になられた場合には、会員証の発行や本会ホームページへの掲載許可を得たうえで名称を掲載させていただきます。（ご希望により、匿名・非掲載とすることも可能です。）

なお、令和5年度の賛助会員及び特別会員企業・団体名一覧については、右記QRコードからご確認ください。

私たちの暮らす地域を共により良くしていくために、今年度も社協会費へのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



特別会員一覧

会員の種類

《 町内全世帯の皆様 》

一般会員 年会費 1,200円

《 本会の趣旨に賛同いただける 》

個人や企業・団体等の皆様

賛助会員 年会費 5,000円

特別会員 年会費 10,000円

※年会費の期間：4月1日～翌年3月31日

[問合せ先] 女川町社会福祉協議会 TEL:0225-53-4333

会費の納入方法

《 一般会員について 》

町内全世帯を対象に、各行政区にて取りまとめをお願いしています。

《 賛助会員・特別会員について 》

年間を通じて本会事務局で受付しています。

詳細については、下記までお問合せ



女川町社協
ホームページ



～ 本会役員に関するお知らせ ～

本会の理事としてご尽力いただきました『平塚 勝志 氏』が令和5年11月13日付で退任となりました。これまで、本会の運営にご尽力賜りありがとうございました。

また、今般、本会の理事として『宮坂 千尋 氏』が就任しましたのでご報告いたします。
(令和6年度会計に関する定時評議員会（令和7年6月）が終結するまで)

団体の紹介

本会で事務局を担当している福祉団体の一部をご紹介します。

【下記各種団体問合せ先】女川町社会福祉協議会

団体事務局担当者まで TEL : 0225-53-4333

女川町老人クラブ連合会

町内には13行政区に単位老人クラブがあり、そのクラブが1つに集まつたものが女川町老人クラブ連合会です。

また、老人クラブがない地域の方々には、個人会員として『いきいきクラブ』という連合会付けのクラブに加入いただき、一緒に活動をしております。本会では、「健康・友愛・奉仕」の三大目標を掲げ、高齢者が高齢者を支え合うために積極的に見守り活動や生活支援などに取り組んでいます。

本会ではクラブ会員及び本会の趣旨に賛同いただけるサポート協賛企業も随時募集しております。



いきいきクラブ会員:年会費1,000円 サポート協賛企業:年会費10,000円



～永年の功績を称えて～

昨年の令和5年12月15日には、第43回宮城県老人クラブ大会が女川町生涯学習センターホールにて開催され、永年にわたり老人クラブの発展に寄与され、功績のあった方々が下記のとおり表彰されましたのでご紹介いたします。**受賞された皆様、誠におめでとうございます。**

《令和5年度宮城県老人クラブ連合会会長表彰：敬称略》

- ・老人福祉事業功労者 佐藤良一（女川町老人クラブ連合会会長）
- ・優良老人クラブ 旭クラブ（会長 木村征郎）
- ・社会貢献活動 女川南クラブ（会長 平塚征子）

会員証利用にあたってのおしらせ

現在、「女川温泉ゆぽっぽ」ご利用の際、会員証を持参すると、月・木が250円で入浴いただけますが、物価高騰等により**4月1日より300円**での入浴となります。

【申込・問合せ先】女川町老人クラブ連合会事務局 担当：須田

女川町ひとり親家庭福祉会

町内のひとり親家庭の支援を行う女川町ひとり親家庭福祉会では、ひとり親家庭の方（母子・父子・寡婦）にご入会いただき、ひとり親が安心して生活が送ることができるよう、各種相談対応や情報提供、おてらおやつクラブを通じた食糧支援や会員同士の交流を図るための事業などを行っております。

なお、年会費は1,000円となります。

【申込・問合せ先】

女川町ひとり親家庭福祉会事務局

担当：酒井・須田



女川町遺族会

町内の戦没者遺族で組織する女川町遺族会では、英靈の顕彰及び戦没者遺族の福祉増進等を目的に、毎年、戦没者追悼法要の実施及び宮城県護國神社への参拝事業を行っています。

なお、年会費は2,000円となります。

【申込・問合せ先】女川町遺族会事務局

担当：酒井

女川町障がい者福祉協会

町内には**250名以上**の身体障害者手帳保持者の方々がいらっしゃいます。（令和6年2月末時点）生活上の悩みなどを抱えている方も多く、そのような方々が集まり交流を図りながら活動を行っているのが女川町障がい者福祉協会です。

本会は、町内在住の障害をお持ちの方もしくは、本会の活動に対し賛同いただける方が入会可能です。

活動内容としては、他市町村との交流（スポーツ大会）や、お花見・移動研修、新年会など、会員の親睦を図る事業を行っています。

なお、年会費は1,000円となります。

【申込・問合せ先】

女川町障がい者福祉協会事務局

担当：久保



2024年度宮城県ボランティア活動総合補償制度 ～ボランティア保険加入のご案内～



この宮城県ボランティア活動総合補償制度は、ボランティア活動をされる方、または行事へ参加される方に対する活動時の総合補償制度で、万が一の事故に備えて加入する保険です。

ボランティア活動保険

日本国内におけるボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合、またボランティア本人が怪我をした場合などの事故による損害を補償する保険です。

補 償 内 容	1.傷害補償 2.賠償責任補償 3.携行品損害補償
加 入 対 象	ボランティア活動従事者（社協にボランティア登録している団体）
保 険 料	●Aプラン 300円 ●Bプラン500円 ●Cプラン700円 ●天災プラン670円 ●家族プラン800円
補 償 期 間	●2024年4月1日～2025年3月31の一年間 (中途加入の方は加入手続完了日の翌日0時から2025年3月31日まで)



ボランティア・福祉活動行事保険

日本国内におけるボランティア活動や各種福祉活動の一環としてボランティア団体・非営利団体が主催する行事中に、行事参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合や、主催者が活動参加者などの他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負った場合等を補償する保険です。

補 償 内 容	1.傷害保険 2.賠償責任保険
加 入 対 象	①傷害保険：行事主催者・行事参加者 ②賠償責任保険：行事の主催団体である社会福祉協議会・宮城県社会福祉協議会に登録されたボランティア団体・福祉活動に従事する非営利団体
保 険 料	●I型（宿泊を伴わない行事）A区分30円 B区分136円 C区分266円 ●II型（宿泊を伴う行事）1泊2日225円 2泊3日277円 3泊4日286円など
補 償 期 間	I型：被保険者が集合場所に集合した時点から、開催場所で解散するまでの間が補償期間となります。 II型：各被保険者が行事参加のために、自宅を出発してから通常の経路により自宅に到着するまでの間が補償期間となります。

※上記手続きには、加入希望保険の申込書（窓口にて配布）、保険料、名簿（福祉活動行事保険）が必要となります。保険加入をご希望の方は下記までお問合せください。

WEBからのボランティア活動保険の加入について

能登半島地震等の災害時には、特例としてWEBによるボランティア活動保険の加入ができます。

社会福祉協議会窓口へお越しいただくことが困難な場合等は、右記QRコードを読み取りいただき、全国社会福祉協議会ホームページ内からお申込みできます。

なお、申込みにあたっては、記載内容をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。



【ボランティア保険の各種手続きに関する問合せ先】

女川町ボランティアセンター TEL:0225-53-4333 (女川町社会福祉協議会内)

生活支援コーディネーターの 「いいものみ～つけ！」 NO.30

「今、私たちにできること!!」 ～女川町から被災地へ～

令和6年元旦に、石川県の能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生し、地震と津波による甚大な被害が発生しました。お正月のテレビのニュースでも連日被災地のニュースが流れ、その様子をみて心を痛めた方多かったです。

そのような状況の中で、大原北区では災害発生後、地域の活動がお休みにもかかわらず、手作りの募金箱をいち早くふれあいカフェへ設置しました。

また、被災地で水道が使えない状況の中で、「使い捨ての雑巾を支援してほしい」という依頼が、一般社団法人を通じて繋がりのある方々、地域へ届き、各地区において雑巾作りへの支援活動も始めました。

皆さんからご協力いただいた雑巾は、1月末には石川県へ無事、届けることができました。どの地区的皆さんも、東日本大震災を経験したからこそ、被災地を思い、即座に行動されたのだと思います。

地域をまわる中で、町中から「今、私たちにできることとして微力ながらお役に立ちたい」との思いが地域活動を通じてあちらこちらに溢れています。

また、生活支援コーディネーターが地域にお邪魔した際には、住民の方から「私たちが被災した時より寒くて大変だね。東日本大震災の時に全国から沢山の支援を頂いたから少しでも力になりたい！」など、被災地を思う声が沢山聞こえてきました。



手作りの募金箱♡で思いが伝わります



一針一針思いを込めて



他にも沢山の雑巾が届きました



2月28日に女川町老人クラブ連合会主催の室内ペタンク大会が行われました



congratulate —



計38チーム総勢129名が一堂に会しての大会となりました。

冬季の閉じこもり予防などを目的として開催されている本大会では、日々の練習の成果を思う存分発揮しながら、和気あいあいと進められました。

なお、大会結果は右記のとおりでした。



室内ペタンク大会の結果



- 第1位 コスモスクラブAチーム (女川北区)
- 第2位 女川南クラブAチーム (女川南区)
- 第3位 竹の会Bチーム (上一区)

うみねこ園だより

たくさんの想いに

1月25日（木）仙台市のホテルを会場に一般社団法人生命保険協会宮城県協会主催の『令和5年度福祉募金寄贈式』に、うみねこ園を代表して利用者さん1名と施設長が出席いたしました。これは、「石巻・女川地方手をつなぐ親の会連絡協議会」及び「宮城県手をつなぐ育成会」からの推薦により、「一般社団法人生命保険協会宮城県協会様」から物品の購入費用の寄附決定を受けて出席させていただくことになったものです。

寄贈式では、緊張しながらも壇上に上がり、多くの方々の前で大役を果たすことができました。このような機会をいただけることは、利用者の社会参加や共生社会の実現に向けて必要なことだという観点から、利用者が出席することの意味は大きいと感じます。このご寄附により購入させていただいたのは、最新の空気清浄機。これにより、感染予防や衛生対策が改善され、より健康的かつ安心して活動することができます。

ご寄附いただいた一般社団法人生命保険協会宮城県協会のみなさん、ご推薦いただいた石巻・女川地方手をつなぐ親の会連絡協議会及び宮城県手をつなぐ育成会のみなさん、本当に多くの方々の想いに感謝です。

※一般社団法人生命保険協会宮城県協会の福祉募金については、宮城県内の生命保険会社（加盟会社42社）で働く職員を対象に募金活動を実施し、それを净財として物品寄贈等の地域社会貢献活動をされております。

2024年を祝う



今年度も「NHK歳末たすけあい」の事業費助成をいただき、保護者のみなさんをご招待しての「新年を祝う会」を開催しました。

当日は、まず、熊野神社へ初詣に出かけ、「無病息災??」を祈願したみなさん。その後、石巻市の「カラオケ合衆国」へ移動し、利用者さんチーム、保護者のみなさんチーム、指導員チームの3チームに分かれてのカラオケ大会のスタートです！「新年を祝う会」でのカラオケ大会は4年ぶりとあって、どの利用者さんもとても楽しそうでした。

さらには、豪華なお弁当を一心不乱に頬張る利用者さん！その他にも利用者さんによる応援や、保護者のみなさんによる楽しいパフォーマンス、指導員による扮装をしての歌唱など、いろいろ

あったカラオケ大会でしたが、優勝は利用者さんチームという結果に！

今年の「新年を祝う会」も、利用者のみなさんの喜びや感激の表情、そして保護者のみなさんの楽しそうな表情で新年の幕開けを祝う会となりました。



テイクアウトしてきました！

保護者や地域のみなさんから寄附いただくアトム通貨を活用し、テイクアウトして昼食会を開催しました。代表の利用者さんが「持ってきたよ！」と元気に持ち帰ってくると、さっそく昼食会に。今年は、「金華樓」さんの食事と「マザーポートコーヒー」さんの飲み物をテイクアウト。それぞれが選んだメニューをじっくりと味わう幸せなひと時となりました。

ご寄附いただいたみなさん、ありがとうございました。





令和5年度 女川町赤い羽根共同募金運動の実績額 1,524,034円



令和5年10月1日からスタートした赤い羽根共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございました。皆様からお寄せいただいた募金は、宮城県共同募金会へ送金し、宮城県内の社会福祉施設等の整備や、NPO法人への助成として活用されます。また、各市町村における行政区への配分事業や、福祉事業等でも活用させていただきます。

災害と赤い羽根共同募金 ~災害ボランティアセンターの財源~

災害発生時には、被災地の社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアセンター（以下、災害VC）が設置され、被災者の生活再建に向けて、被災した家屋の復旧や被災した方々の心のケアなど、多様な活動が行われています。

また、大規模な災害が多発・広域化している現在、被災地支援活動において、災害VCの役割は益々欠かせなくなる中で、災害VCの運営にかかる財源も多様化しており、その中の一つには、皆様からご協力いただいている**赤い羽根共同募金**を財源とする、**災害等準備金**があります。



「災害等準備金」ってなに？！



被災地でのボランティア活動を支援するために各都道府県で実施する共同募金額の3%を積み立てたもので、災害救助法が適用された災害が発生した場合等に取り崩され、被災地の災害VC等の助成が行われます。

また、大規模な災害が発生した際には、都道府県を超えて全国の共同募金会が災害等準備金を拠出し、被災地を支援します。

～力になりたい思いを胸に～

石川県への災害派遣報告

令和6年元旦に発生した能登半島地震被災地である**石川県の珠洲市社会福祉協議会へ**、本会から職員1名**を2月3日から7日間派遣し支援活動**を行いました。

主な支援活動としては、2月3日から運営開始となった災害ボランティアセンターにおける運営支援や珠洲市社協職員への情報提供・相談支援、ボランティア活動を行う関係団体との情報共有などの支援に携わるとともに、他県から派遣された社協職員に同行し、ボランティアへの活動内容の説明やニーズ調査・活動現場の確認作業などを行いました。

こうした支援活動は現在も継続して行われています。



被災地では、発災後1ヶ月が過ぎても倒壊した家屋がそのままの状態にあり、道路状況も悪く、市内全域で断水と下水環境が寸断されたままの状況のなか、多くの住民が避難所や壊れた状態の自宅、倉庫や車中での避難生活を余儀なくされており、2次避難など市外へ避難している方も多いため、自宅の片付けや復旧作業がなかなか進まない状況にありました。

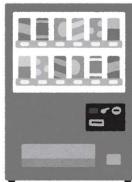
派遣した職員は、「同じ被災を受けた者として現地の状況が東日本大震災を思い起こさせ、お話を聞くことができた住民の方々が口にした今後の住まいや生活への不安が、自分自身の体験と重なりとても心に残った。生活再建にはまだまだ時間がかかり今後も継続して寄り添った支援が必要になる。」と話していました。

被災された方々が1日も早く穏やかな生活を取り戻せるように、本会でも被災地への支援を継続していくたいと思います。

皆様の善意に感謝申し上げます。

皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

今後とも、皆様のご理解をよろしくお願いします。



町内設置の自動販売機販売手数料をご寄附いただきました！

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 8,955円 【R5年3月～R6年2月受付分】

こどもまんなか 児童福祉週間

[令和6年度標語]

「すきなこと どんどんふやして おおきくなれ」



こども家庭庁HP

令和5年4月1日に国のことわざ施策の新たな司令塔として**こども家庭庁**が創設され、「こどもまんなか」社会の実現に向けて国の取り組みがスタートしました。

こども家庭庁では、こどもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間」と定めています。

この期間は、“こどもたちがいきいきと、夢と希望をもって幸せに育つためにはどうしたらいいのだろう”ということをみんなで考え、このような考え方をたくさんの人々に知ってもらうための1週間です。

その他の詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

民生委員・児童委員の日 活動強化期間

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」とされ、5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員の活動を皆さんにより一層知りていただくための期間としています。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、「民生委員法」・「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉の中心的担い手**です。各地区の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動しています。民生委員・児童委員の中には、**子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任民生児童委員**もいます。



ご存じですか？ 民生委員・児童委員

地域における困りごとのつなぎ役
守秘義務のある民生委員・児童委員は、専門的な立場を保有しております。
個人に相談したらいよいよわからない介護のことや子育てのこと、ひとりで抱え込まざるを得ません。
お問い合わせはお住まいの行政区町村窓口へ
〒966-2243 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山1-10七番地十七
地域福祉センター階 TEL: 0225-53-4333

PR動画がYouTubeで
公開されています！



どんなことを相談できるの？

高齢者介護や障害者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談でき、内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。なお、相談に関する秘密は守られるので、安心してご相談ください。

心配ごとや悩み事ごとについて、お一人で抱え込まず、安心して皆さんのお住まいの民生委員・児童委員、女川町民生児童委員協議会までご相談ください。

【問合せ先】女川町民生児童委員協議会事務局 担当：千葉 TEL：0225-53-4333